

# 津市社会教育活動支援事業補助金交付要綱

平成18年3月31日訓第163号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の団体の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「社会教育活動支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、全市的又はそれに準ずる広域にわたって社会教育活動を行う団体に対し、次に掲げる経費（政治活動、宗教活動及び営利を目的とする事業に係る経費を除く。）をその対象とし、予算の定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 大会又は行事に係る経費
- (2) 調査研究又は資料の作成、配布に係る経費
- (3) 団体の組織の整備及び育成を図る事業に係る経費
- (4) その他市長が特に必要と認める事業に係る経費

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年4月1日から施行する。